社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会
会　　員　　規　　程

（趣旨）

第１条　この規程は、定款第 32 条に定める会員について規定するものとする。

（会員）

第２条　会員は社会福祉に関心を有し、この法人の目的に賛同して入会した者とする。

（会員の区分）

第３条　会員を次のように区分する。

(1)　一般会員　（各世帯）

(2)　賛助会員　（役員、社会福祉関係者、学識経験者及びその他の個人）

(3)　団体会員　（社会福祉関係機関、団体、施設等）

（会費）

第４条　会員は以下の会費を納入するものとする。

２　会費は年額とし、次の区分による。

(1)　一般会員　　一世帯　　年額　　100 円以上

(2)　賛助会員　　一口　　年額　　1,000 円以上

(3)　団体会員（任意団体）　　一口　　年額　　3,000 円以上

（法人格を有する団体）一口　　年額　　6,000 円以上

（会費の納入）

第５条　　会費は一括納入とし、その年度内に納入するものとする。

２　すでに納入した会費は、過誤納の場合のほかは返還しないものとする。

（退会）

第６条　会員は次の場合に退会したものとする。

(1)　死亡、転出、または解散したとき

(2)　退会の申し出があったとき

(3)　会費を納入しないとき

２　会員は退会した場合、納付金の返還を求めることができない。

（改廃）

第７条　この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

附　則

この規程は、平成 17 年 9 月 27 日から施行し、平成 17 年 3 月 22 日から適用する。

附　則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。